

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和3年4月26日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2000229 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2100001 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 18 年 1 月 1 日から平成 19 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正し、当該期間に係る標準報酬月額については、17 万円から 26 万円とすることが必要である。

平成 18 年 1 月から平成 19 年 8 月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 18 年 1 月から平成 19 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 17 年 9 月 1 日から平成 19 年 9 月 1 日まで

私が A 社で勤務していた期間のうち、請求期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額より低い額で記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間のうち、平成 18 年 1 月 1 日から平成 19 年 9 月 1 日までの期間について、金融機関から提出された請求者に係る普通預金（納税準備預金・従業員預り金・貯蓄預金）取引明細表（以下「取引明細表」という。）並びに A 社から年金事務所に提出された請求者に係る個人別明細（平成 18 年 1 月から同年 12 月までの期間）及び賃金台帳（平成 19 年 1 月から同年 8 月までの期間）（以下「個人別明細等」という。）から、請求者が、当該期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える給与の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える保険

料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間のうち平成18年1月1日から平成19年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、上記個人別明細等により確認できる厚生年金保険料控除額から、26万円に訂正することが必要である。

なお、請求期間のうち平成18年1月1日から平成19年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、実際の給与支給額より低い報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出たことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成17年9月1日から平成18年1月1日までの期間について、請求者は給与明細書等の資料を所持しておらず、上記取引明細表においても、A社から当該期間に係る給与の振込みは確認できない上、A社は、「平成17年分についての書類は保存期間満了につき廃棄した。」旨を回答しており、当該期間に係る給与額及び保険料控除額を確認することができない。

また、A社から社会保険事務所へ平成17年9月5日付けで提出された健康保険厚生年金保険新規適用届に添付されている「報酬の支給額に関する申立書」に記載された請求者に係る報酬月額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録における標準報酬月額と同額であることが確認できる。

このほか、請求期間のうち、平成17年9月1日から平成18年1月1日までの期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2000297 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2100002 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 30 年 3 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を 38 万円から 53 万円とすることが必要である。

平成 30 年 3 月から同年 9 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 30 年 3 月から同年 9 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 30 年 3 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

A 社に勤務した期間のうち、平成 30 年 3 月から給与額が変更され、実際の給与額に応じた厚生年金保険料が給与から控除されているにもかかわらず、請求期間に係る標準報酬月額が、実際の給与額より低い額で記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る給与支払明細書から、請求者が、請求期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える給与の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準報酬月額については、上記給与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、53万円に訂正することが必要である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、年金事務所が保管している請求者に係る船員保険厚生年金保険被保険者資格取得届によると、事業主から報酬月額をオンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う額として当該届が提出されたことが確認できる上、事業主は、請求者の当該期間に係る船員保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更（基準日）届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和2年11月27日に年金事務所に提出していることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2000226 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 2100001 号

第 1 結論

昭和 56 年*月から昭和 59 年 4 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 56 年*月から昭和 59 年 4 月まで

昭和 56 年*月頃、父が A 町役場（当時）で国民年金の加入手続を行い、両親が保険料を納付していたと聞いているが、請求期間が未加入期間となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間当時、請求者の父親が国民年金の加入手続を行い、両親が保険料を納付していたと聞いた旨を主張している。

しかしながら、初めて国民年金の加入手続を行った被保険者に対しては、国民年金手帳記号番号（以下「手帳記号番号」という。）が払い出される場所、A 町（現在は、B 町）を管轄する C 社会保険事務所（当時）が管理する国民年金受付処理簿において請求期間に払い出された手帳記号番号を確認したが、請求者の氏名は確認できない上、オンライン記録による氏名検索及び日本年金機構 D 広域事務センターにおいて国民年金手帳記号番号払出簿検索システム（昭和 60 年 3 月のオンライン化に移行する前に、社会保険事務所が紙台帳で管理していた国民年金手帳記号番号払出簿等を電子データ化したもの）による調査を行っても、請求者に手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、請求者に係る国民年金の加入手続は行われていないことから、請求期間は、国民年金の未加入期間として取り扱われており、国民年金保険料を納付することができない期間となる。

また、請求者は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、国民年金に加入した際に交付されるはずの年金手帳も受け取った記憶がない旨を陳述している上、請求者の加入手続及び保険料納付を行ったとする請求者の両親は既に亡くなっていることから、請求者の請求期間における国民年金の加入状況及び保険料納付

を確認することができない。

さらに、請求者の両親の国民年金被保険者名簿により、請求期間当時、A町では、納付組織を通じて国民年金保険料の納付が行われていたことがうかがえるところ、当該納付組織及び請求者の加入状況等について、B町及びC年金事務所は、「関係書類等が保管されておらず、詳細は不明である。」旨の回答をしている。

このほか、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。